

議案第14号

さぬき市職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部改正について

さぬき市職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年2月24日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例

(さぬき市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 さぬき市職員のサービスの宣誓に関する条例（平成14年さぬき市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

(さぬき市門入工房条例の一部改正)

第2条 さぬき市門入工房条例（平成14年さぬき市条例第89号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を次のように改める。

(使用の許可)

第3条 門入工房を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。この場合において、教育委員会は、必要に応じて当該許可に条件を付することができる。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、門入工房の使用を許可しない。

(1) 門入工房の設置の目的に反するとき。

(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき又は教育委員会が適当でないと認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第4条 教育委員会は、前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき又は門入工房の管理上特に必要があると認めるときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会の規則に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。

(3) 使用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。

2 前項の規定による措置により使用者が受けた損害については、市は、その責めを負わない。

第5条中「門入工房の使用者（以下「使用者」という。）」を「使用者」に改める。

第6条の見出し中「減免」を「減免等」に改め、同条中「次の」を「市長は、次の」に改め、同条に次の1項を加える。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めると

きは、この限りでない。

第7条に次のただし書を加える。

ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第8条中「教育委員会が別に」を「規則で」に改める。

様式第1号及び様式第2号を削る。

(さぬき市火入れに関する条例の一部改正)

第3条 さぬき市火入れに関する条例（平成14年さぬき市条例第160号）の一部を次のように改正する。

第3条中「すべて」を「全て」に改める。

様式第1号中「㊟」を削り、

「

男	人、	女	人、	計	人
---	----	---	----	---	---

」を

「

人
---

」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に第2条の規定による改正前のさぬき市門入工房条例の規定によりした同日以後のさぬき市門入工房の施設の使用に係る許可及び使用料の減免等に関する処分、手続その他の行為は、同条の規定による改正後のさぬき市門入工房条例（以下「新条例」という。）及び新条例第8条の規定により定める規則の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

議案第15号

さぬき市行政組織条例の一部改正について

さぬき市行政組織条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年2月24日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市行政組織条例の一部を改正する条例

さぬき市行政組織条例（平成14年さぬき市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（部等の設置）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する部のほか、市の重要な政策のうち市長が特に指定するものを総合的かつ効果的に推進するため、プロジェクト推進室を設ける。

第2条中「前条の」を「前条第1項に規定する」に改め、同条総務部の項第3号中「、交際及び国際交流」を「及び交際」に改め、同項中第16号を削り、第17号を第16号とし、第18号を第17号とし、第19条を第18条とする。

第2条市民部の項に次の2号を加える。

(11) 男女共同参画に関すること。

(12) 国際交流及び多文化共生に関すること。

第4条を第5条とする。

第3条中「前条」を「第2条」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（プロジェクト推進室の事務分掌）

第3条 第1条第2項に規定するプロジェクト推進室（以下「プロジェクト推進室」という。）は、同項に掲げるその設置の目的を達成するために必要な事務を行うものとする。

2 前条の規定にかかわらず、市長は、必要に応じ、同条に規定する部の事務の一部をプロジェクト推進室に分掌させることができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（さぬき市福祉事務所設置条例の一部改正）

2 さぬき市福祉事務所設置条例（平成14年さぬき市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第1条」を「第1条第1項」に改める。

議案第16号

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年2月24日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例（平成14年さぬき市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1の表8級の項を次のように改める。

8級	1	審議監の職務
	2	困難な業務を処理する部長の職務

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第17号

さぬき市敬老祝金支給条例の一部改正について

さぬき市敬老祝金支給条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年2月24日提出

さぬき市長 大山茂樹



## さぬき市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例

さぬき市敬老祝金支給条例（平成17年さぬき市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、80歳、」を削る。

第3条を次のように改める。

（祝金の額等）

第3条 祝金は、さぬき市共通商品券により支給するものとし、その額は、5,000円とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第18号

さぬき市介護保険条例の一部改正について

さぬき市介護保険条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年2月24日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市介護保険条例の一部を改正する条例

さぬき市介護保険条例（平成14年さぬき市条例第131号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「37,800円」を「39,600円」に改め、同項第2号中「49,100円」を「59,400円」に改め、同項第3号中「56,700円」を「59,400円」に改め、同項第4号中「68,000円」を「71,300円」に改め、同項第5号中「75,600円」を「79,200円」に改め、同項第6号中「90,700円」を「95,100円」に改め、同項第7号中「98,200円」を「103,000円」に改め、同項第8号中「120,900円」を「118,800円」に改め、同項第9号中「128,500円」を「134,700円」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項第1号」を「前項第1号」に改め、同項を同条第2項とする。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 改正後の第3条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第19号

さぬき市シーサイドコリドール条例の一部改正について

さぬき市シーサイドコリドール条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年2月24日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市シーサイドコリドール条例の一部を改正する条例

さぬき市シーサイドコリドール条例（平成15年さぬき市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

1 キャンプ場

施設	区分	単位	使用料
オートキャンプサイト	宿泊使用	1区画	1泊につき 4,000円
	デイ使用		1日につき 3,000円
フリーキャンプサイト	宿泊使用	テント1張又はキャンピングカー1台	1泊につき 1,000円
	デイ使用		1日につき 1,000円
備考			
1 「デイ使用」とは、宿泊を伴わない日帰りの使用をいう（次表及び3の表において同じ。）。			
2 2泊以上連続して宿泊使用をする場合の2泊目以降の使用料は、1泊につきこの表に掲げる額からその100分の20に相当する額を減じた額とする。			

2 コテージ

区分	使用日	使用料
宿泊使用	土曜日及び祝日の前日	1泊につき 15,000円
	金曜日、日曜日及び祝日（土曜日又は祝日の前日である場合を除く。）	1泊につき 13,000円
	上記以外の宿泊使用の使用日	1泊につき 11,000円
デイ使用	土曜日、日曜日及び祝日	1日につき 4,000円
	上記以外のデイ使用の使用日	1日につき 3,500円
備考		
1 「祝日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。		
2 コテージの定員は、4人とし、定員を超えて使用する場合は、超過する1人につき、宿泊使用については1泊につき1,000円、デイ使用については1日につき500円を使用料に加算する。		
3 小学校就学前の者は、使用者の人数に含めないものとし、その者の使用料は、無料とする。		
4 規則で定める宿泊使用の使用時間内にコテージの使用を終了しない場合は、超過する1時間につき1,000円を使用料に加算する。		
5 4月28日から5月5日まで及び8月13日から8月15日までの期間		

については、宿泊使用の場合は、土曜日及び祝日の前日の使用料とし、デイ使用の場合は、土曜日、日曜日及び祝日の使用料とする。

### 3 附属設備及び備品類

附属設備等	単位	使用料 (宿泊使用1泊又はデイ使用1日につき)
AC電源	—	1,000円
テント	1張	2,000円
タープ	1張	1,000円
バーベキューコンロ(大)	1台	400円
バーベキューコンロ(小)	1台	200円
テーブル(大)	1台	400円
テーブル(小)	1台	200円
イス2脚	1組	200円

### 4 球技場

区分	使用料
市内	1時間につき 2,000円
市外	1時間につき 4,000円

#### 備考

1 「市内」とは、使用者の住所（使用者が法人であるときは、その所在地。以下同じ。）がさぬき市内である場合をいい、「市外」とは、使用者の住所がさぬき市外である場合をいう。

2 使用時間に1時間未満の端数が生じる場合は、その端数時間は、1時間とみなす。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後のシーサイドコリドールの使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第20号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部を別紙のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第3条第8項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年2月24日提出

さぬき市長 大山茂樹

# 総合整備計画書（第2次変更）

香川県 さぬき市 多和辺地

（辺地の人口 423 人 面積 13.86k m<sup>2</sup>）

## 1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 さぬき市多和
- (2) 地域の中心の位置 さぬき市多和兼割93番地1
- (3) 辺地度点数 182点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

阿讃の県境に位置する山間へき地であり、市の中心部から離れているため、公共的施設の整備が遅れており、これらを総合的に整備することにより地域間格差を是正し、地域の生活環境の向上及び住民の福祉の増進を図る。

林道については、法面が急峻であり、崩落により通行に支障をきたす恐れがあるため、安全で快適な通行を確保するために事業を実施する。

市道については、法面及び道路に亀裂やズレが生じていることから、安全で快適な通行を確保するために事業を実施する。

橋梁については、鋼部材において広範囲の腐食がみられることから、損傷度を改善し、長寿命化を図るため事業を実施する。

消防施設については、消防屯所の老朽化が進んでいることから、多和地区の防災力を維持するために新たな消防屯所の建設事業を実施する。

## 3 公共的施設の整備計画

平成31年度から令和4年度まで 4年間

（単位 千円）

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
林道矢筈太郎兵衛 線改良事業	さぬき市	92,000	65,100	26,900	26,900
市道助光支線外3 線道路改良事業	さぬき市	34,300	0	34,300	34,300
橋梁長寿命化修繕 事業	さぬき市	31,000	16,900	14,100	14,100
消防施設整備事業	さぬき市	42,600	0	42,600	42,600
合計		199,900	82,000	117,900	117,900

当初計画策定 平成31年3月18日

変更計画策定 令和2年3月26日

変更計画策定 令和3年3月 日